



9月はホームページを新たに作り変えました。  
ご意見などがあれば、また教えて頂けるとうれ  
しく思います♪

職員も事業所内での研修を通して、日々支援方法などの確認を行っています。  
今月行った研修の内容について紹介をします。

研修名	令和5年度北播磨圏域障害者虐待防止研修 障害者虐待防止法と兵庫県版虐待対応マニュアルについて グループワーク
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者虐待防止の基本的枠組み 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号） 障害者の権利利益の擁護に資することを目的として制定されている。</li> <li>2. 虐待類型 ①身体的虐待           ②性的虐待           ③心理的虐待           ④放棄、放任（ネグレクト） ⑤経済的虐待</li> <li>3. 法解釈等 虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は通報義務が課せられている。 通報増加傾向は変わっておらず、通報義務化が浸透してきた効果であるといえる。</li> <li>4. 虐待事案発生時対応の例 法人施設職員による電話通報を受け、市で会議を実施。 専門職チーム（弁護士、社会福祉士）、県、警察も同席の会議を開催調査準備を行う。 法人全職員を対象とした事前アンケート調査、面談調査、資料等の提出を求めた。</li> <li>5. 虐待がなくなるために・・・。 事業体制の整備（研修や委員会の設置、活用） 風通しの良い職場づくり 支援の質を上げて、疑問点は相談が行えるようなオープンな環境を整える。 虐待を受けた当事者や家族への対応を行う。 就業規則などを踏まえた上での対応、誠意ある対応をする。</li> <li>6. グループワーク 6名グループで各事業所の対応等の確認、今後なくすためにどうすればいいのかを話し合う。</li> </ol>

外部の研修に一人が参加をし、その内容を事業所の従業員にて確認を行います。  
研修先で頂いた資料もコピーをして、視覚的にも情報を共有しています。  
事業所で年間計画を立て、おおむねその計画に従い研修を行っています。



### 問い合わせ先

TEL 0794-87-8181  
FAX 0794-87-8188  
時間 9:30~16:30

見学・体験利用の  
ご希望もお待ちし  
ています。

担当者  
藤原 恵子      までお願いします。